

港湾局情報化推進委員会設置要綱

平成19年5月11日

川港企第42号

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、港湾局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、港湾局港湾振興部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 港湾局港湾振興部庶務課長
- (2) 港湾局港湾振興部誘致振興課長
- (3) 港湾局港湾経営部経営企画課長（企画主管）
- (4) 港湾局港湾経営部整備計画課長
- (5) 港湾局川崎港管理センター港湾管理課長
- (6) 港湾局川崎港管理センター港営課長
- (7) 港湾局川崎港管理センター整備課長
- (8) 港湾局川崎港管理センター設備課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者

又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 局内の情報化施策の推進に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会の庶務は、港湾局港湾振興部庶務課及び同局同部誘致振興課において処理する。

2 検討部会の庶務は、別に定める。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。